

## 地域総合事務所・地域会議に係る経過(概要)

○都市内分権第一期推進計画(H18～H21・4年間)

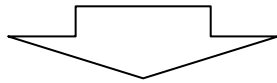
(長野市都市内分権審議会 答申より抜粋)

市職員がまとめた報告書に基づき審議しましたが、現時点においては職員体制や管轄地域区分など様々な課題があり、更に慎重に議論をする必要があることから、地域総合事務所については、住民自治協議会の成熟状況等を見極め、市民の意見を十分に聴取する中で、今後、改めて議論することが適当と判断しました。

また、市長(地域総合事務所長)の諮問機関となる地域会議については、地域総合事務所に密接に関係するため、地域総合事務所と併せて改めて議論することが適当と判断しました。

(地域会議について)

地域住民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、地域住民と行政の協働によるまちづくり活動の提案等を行う目的で、市長(地域総合事務所長)の諮問機関として地域会議を設置します。



### ◇当面の方針

長野市都市内分権審議会の答申を尊重し、地域総合事務所及び地域会議については、住民自治協議会の設置状況、成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きして、改めて検討します。

○都市内分権第二期推進計画(H22～H26・5年間)

### 地域総合事務所構想について

支所と住民自治協議会が協力し合ってよりよい地域づくりを目指す機運が高まり、地区の一体感も醸成されてきた現状に鑑み、地域総合事務所及び地域会議については、住民自治協議会の成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きしながら、必要に応じて検討していきます。

ただし、行財政改革を進める中で、市の組織の見直し等を検討する必要が生じた場合、今後の住民自治協議会の成熟状況等を十分に勘案することを前提に、地域総合事務所構想に固執せず、モデル的な取り組みも視野に入れ、より効果的な地域行政が行えるよう総合的に検討することとします。